



## 民事訴訟の第1審判決について

次の民事訴訟について、令和5年11月17日午後1時10分に判決の言渡しが行われ、呉市が勝訴しました。

**(事件番号等)** 令和5年(ワ)第163号  
呉市等に対する債務不履行等による損害賠償等請求事件

**(管轄裁判所)** 広島地方裁判所

**(提訴年月日)** 令和5年2月16日(訴状受理年月日 同年3月10日)

**(原告)** 呉市在住の個人

**(訴額)** 200万円

### (事件の概要)

原告は、「呉市上下水道局は、過去に原告に関わる公用文書の偽造をほう助した。また、条例違反をした施工業者に対して適切な行政指導を行わなかったため、原告は、工事の瑕疵等により、設備の故障などの損害が生じた。また、原告に対して何ら説明や問合せをすることなく停水予告状を送り付け、原告の所有する建物における業務を停止せざるを得ない状況に追い込もうとした。また、呉市は、原告と呉市との間の別件訴訟における和解条項を遵守せず、債務不履行により損害を生じさせた。」などと主張し、呉市に対し、損害賠償及び慰謝料として200万円及びこれに対する令和5年2月16日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求め、提訴したものです。

### (判決主文)

- 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

### (今後の予定)

- 原告が判決書の送達を受けた日の翌日から起算して14日以内に控訴しない場合は、呉市の勝訴が確定します。
- 原告がこの判決を不服として控訴した場合は、控訴審において審理が継続します。